

## 糖尿病性腎症重症化予防事業について

### 【対象者抽出基準】

- 1 糖尿病であること＝①・②の両方を満たす
  - ① 国保のレセプトデータで「糖尿病」の病名がある
  - ② 前年度の特定健康診査結果 HbA1c＝6.5%以上 または空腹時血糖＝126 mg/dl 以上かつ
- 2 腎機能低下がみられること  
 腎機能低下の条件

令和元年度	①・②のうち少なくとも一方を満たす  ①尿たんぱく＝（＋）以上 ②eGFR＝30 以上 60 未満
-------	--



令和2年度以降 eGFR＝30 以上 60 未満に加え、①・②の少なくとも一方を満たす	腎症2期	腎症3期
	①尿蛋白＝（±） ②尿中微量アルブミン＝30 以上 300 未満	①尿蛋白＝（＋）以上 ②尿中微量アルブミン＝300 以上

※尿中微量アルブミン検査は、令和元年度の特定健康診査から追加項目として導入。  
 医師会公衆衛生センターで健診を受けた人で、試験紙による検査の結果、（－）～（±）の人を対象に実施

### 【事業の実施方法】

かかりつけ医との連携のもと、専門職による訪問ならびに電話指導を実施。  
 対象者の抽出基準ならびに事業の実施方法については、令和3年度も同様に実施  
 （ただし、一部変更あり）

### 【令和2年度実績】

#### 1. 対象者等の状況

通知対象人数＝49人

事業参加人数＝10人（当初は11人から申し込みがあったものの、1人辞退）

（通常コース＝9人・ショートコース＝1人）

#### 2. 指導のスケジュール

	10月上旬	10月下旬 ～ 11月上旬	11月中旬	12月下旬	1月下旬	2月下旬
通常コース	初回面談	2回目面談 →手紙①	電話支援① →手紙②	電話支援② →手紙③	電話支援③	最終面談
ショートコース		初回面談	2回目面談	電話支援① →手紙	電話支援②	

## 【令和2年度の課題】

### 1. コロナ禍の影響

- 1) 指導開始前に「感染予防のため他人を家に入れたくないので、指導をすべて電話で行いたい」との要望が1人よりあった。

それを受け、年度途中で契約内容の変更を実施。契約締結の関係でその人はショートコースで実施することとなった。(指導のスケジュール表の「面談」はすべて電話に変更)

- 2) 令和3年1月に緊急事態宣言発令。それを受けて通常コース9人のうち、6人から「感染予防のために他人を家に入れたくない」「自分が発熱した」とのことで最終面談辞退の要望があった。

通常コースについては契約変更をしていなかったため、申し出のあった6人については最終面談を実施せずに終了となった。

### 2. 対象者への通知のありかたについて

対象者への案内通知ならびに電話によるプログラム利用勧奨は委託業者が実施していたが、案内通知を送付した人の中に「1型糖尿病で治療中」の人が混在していたことが判明。またその人から「自分の病歴についての情報を、承諾なしに外部提供された」との苦情が市に入った(実際のところ、外部委託であって外部提供ではない)

このことを受け、案内通知や利用勧奨のあり方が今後の事業を進めるうえでの課題となった。

## 【令和3年度の状況】

### 1. 対象者等の状況

通知対象人数=47人

事業参加人数=6人(通常コース=6人・ショートコース=0人)

### 2. 指導のスケジュール

令和2年度に同じ

## 【令和2年度の課題を受けての変更点】

### 1. 実施内容の変更

- 1) 面談方法を、対面のほかにオンラインも選択できるよう変更した
- 2) 指導方法の「面談→電話への切り替え」を、ショートコースだけでなく、通常コースにも適用できるよう契約内容を変更した  
ただし、申込段階で「オンライン面談」の希望はなかった

### 2. 対象者への案内通知ならびにプログラムの利用勧奨

対象者への案内通知ならびに電話によるプログラム利用勧奨は、市職員が実施、そのうえで、申し込みがあった人について委託業者に情報提供を行う方法に変更した。